

仕 様 書

- 1 件 名 河川浄化施設保守点検等業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から令和7年（2025年）3月31日
- 3 履行場所 辰井川浄化施設（草加市柳島町359番地）
- 4 支払方法 業務完了一括払
- 5 委託内容
 - (1) 委託業務の範囲
 - ① 取水設備、浄化施設、機械室及びこれらに付帯する設備の保守点検を実施すること。
 - ② 敷地内の 除草作業、ごみ処分全般について実施すること。
 - ③ 作業等によって生じた不要物は回収のうえ関係法令に遵守し、適正に処分すること。
 - (2) 定期保守
 - ① 受注者は、別紙の点検リストに記載された項目につき、次に定める周期で点検を実施するものとする。
 - ② 点検周期は、各月1回の年12回とする。ただし、点検リストに掲げる項目に関する清掃については適宜実施するものとする。
 - ③ 取水ポンプの分解及びスクリーン清掃を必要に応じて適宜行うこと。
 - ④ 点検リストに掲げる以外の事項については、当該委託業務を監督する職員（以下「監督員」という。）の指示を受けること。
 - (3) 緊急保守
受注者は、発注者から浄化施設に係る諸設備が正常に稼働していない旨の通知を受けたときは、速やかに正常な状態に戻さなければならない。この場合の作業は、定期保守に優先して行わなければならない。
 - (4) 異常時の処置
定期保守及び緊急保守の際、浄化施設の異常を発見した場合は、直ちに発注者に連絡し、速やかに対処するものとする。
 - (5) 薬品の投入
受注者は、履行期間内で必要と判断する時期に、シリコン系固形消泡剤を投入するものとする。
 - (6) 月次保守点検及び年次報告
 - ① 受注者は、定期保守点検が終了したときは、当該点検の作業内容や異常の有無について、保守管理報告書に必要事項を記入し、点検ごとにまとめて点検終了後10日以内に発注者に報告しなければならない。
 - ② 受注者は、業務終了時に浄化施設の稼働状況をまとめ、考察を加えた年報を作成し、発注者に報告しなければならない。
 - (7) 責任者
受注者は、この委託業務の実施に当たり、責任者を選定し、その連絡先、氏名等を発注者に届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。
- 6 その他
 - (1) 本仕様書について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない場合は、発注者と受注者で協議の上これを定める。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
- ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (5) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。

7 問合せ先

(1)仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話 048（922）1129（直通）

(2)契約締結後の問合せ先

草加市役所 環境課 公害対策係 増淵

電話 048（922）1520（直通）

